

特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

山梨労働局一般公示第4号

山梨地方最低賃金審議会は、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、山梨県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年10月6日までに、山梨地方最低賃金審議会（甲府市丸の内1-1-11山梨労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年9月15日

山梨労働局長 岩崎 充